

## 令和 7 (2025)年度 佐賀支部奨励金 募集要項

佐賀支部奨励金は、教育の向上発展に重要であり、特色ある研究や継続的な活動に対して奨励し助成を行う事業です。令和 7 年度は以下のとおり実施します。

1 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 佐賀支部

### 2 助成要件

#### (1) 助成の趣旨

学校教育・社会教育等における、有益な研究・活動等を奨励・助成し、社会・教育・文化の向上発展に寄与します。

#### (2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 実質的に完了しているもの

#### (3) 募集対象

学校教育に関する研究・活動については、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学、教育研究機関等における取り組みを対象とします。社会教育等に関する研究・活動については、グループ・団体（PTA・児童・生徒等の活動を含む）の取り組みを対象とします。

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 日教弘本部奨励金と佐賀支部奨励金に重複申請した場合、選考対象外とします。
- ③ 原則として、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）1 年間で完了する研究・活動等とします。

#### (4) 募集期間 令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

#### (5) スケジュール

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 令和 7 年 6 月 30 日 | 申請書提出期限   |
| 令和 7 年 7 月中旬    | 選考        |
| 令和 7 年 7 月下旬    | 採否結果の通知   |
| 令和 7 年 7 月下旬以降  | 助成金交付開始   |
| 令和 8 年 3 月末まで   | 成果報告書提出期限 |

※ 助成が決定した事業については、研究・活動等の進捗を確認することがあります。

## (6) 応募方法

佐賀支部奨励金申請書及び佐賀支部奨励金推薦書を弘済会佐賀支部ホームページからダウンロードして必要事項を記入のうえ提出する。

なお、学校長名で申請の場合、推薦書は提出不要。

### 〈個人情報の取り扱いについて〉

- ・申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象者の名前、所属、職名及び助成対象テーマと助成金額を、ホームページ、広報誌等で公表します。

## 3 助成金額

1件あたり30万円以内とします。

ただし、以下に記載した費用は対象外とします。

- (1) 応募する研究者本人の人件費及び謝金（共同者も含む）
- (2) 汎用性のある機器（例：パソコン、OAソフト＜Word, Excel 等＞、コピー機、タブレット端末）等の購入費
- (3) 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- (4) 海外旅費（ただし、国内旅費は申請額の30%までとします）
- (5) その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金して頂くことがあります。

## 4 選考

### (1) 選考方法

- ① 佐賀支部教育振興事業選考委員会の選考後、佐賀支部幹事会の議を経て支部長が助成対象者を決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請者に連絡します。なお、採否の理由等、選考についての問い合わせには回答しません。

### (2) 選考基準

- ① 萌芽性：独創性に優れ、展開の可能性が大きいもの。
- ② 計画性：計画が十分に検討されているもの。
- ③ 貢献性：継続的な活動により、社会的貢献度の高いもの。
- ④ 必要性：政府・企業等の補助や助成が得難く、当支部給付の必要性が高いもの。

- ⑤ 伝統性： 伝統技術・芸能・文化財としての継承保存の価値が認められるもの。
- ⑥ その他： 当支部が、その価値を認め評価するもの。

## 5 助成対象者の義務等

- (1) 助成対象者は、当支部と覚書（助成金30万円以上のみ）を交わします。
- (2) 助成対象者は「受領書」と「成果報告書」を当支部へ送付してください。
- (3) 助成対象者が研究機関のホームページや広報誌、論文等により助成事業の成果を発表する場合には、佐賀支部奨励金の交付を受けて行った研究の成果であることを必ず記載してください。
- (4) 助成金で購入した物品等については、「佐賀支部奨励金助成」の名称をラベル等で貼付してください。
- (5) 当支部発行の「弘済会だより」及び「当支部ホームページ」等に助成対象者名を公表することに同意します。

## 6 その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 執行残金が生じた場合は返金手続きが必要となります。

### 【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人日本教育公務員弘済会佐賀支部 担当：浦山  
〒849-0916  
佐賀市高木瀬町大字東高木227-1 佐賀県教育会館2階  
〔TEL〕0952-31-4768 〔FAX〕0952-31-4772  
佐賀支部ホームページアドレス <https://www.kyoko-saga.jp>